

## 資料 3

---

地域包括支援センター運営業務の評価方法について

## 地域包括支援センター運営業務の評価方法について

ヒアリングの内容を踏まえた総合評価の作成に向けた意見等について、別紙「意見書」に意見等を御記入の上、郵送、ファックス又はEメールにより、令和8年3月12日（木）までに御提出をお願いいたします。

(提出先)

郵 送 : 〒070-8525 旭川市7条9丁目48番地 旭川市役所 長寿社会課 地域支援係

F A X : 0166-29-6404

E メール : chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

### 1 評価の考え方

運営協議会と包括センターは、公正・中立の面に関しては両者のおかれた立場は異なりますが、その一方、適切な運営という面では、両者は地域包括ケアの推進に向けて協力し、協働する関係にあるといえます。

したがって、適切な運営面に関する「評価」では、支援的かつ協働的であることが望まれます。つまり、包括センターがどのような目標をもって業務に取り組み、どのような成果を得たか、あるいはどのような課題が残されたかを、互いに協力して明らかにしていくことが重要です。

そして評価結果を次年度の事業に反映したり、よい取り組みを他の包括センターにも拡大したり、包括センターに対する必要な支援を提言および実施したりすることが期待されます。

#### 【 留意事項 】

- ・評価に当たっては、上記の運営協議会の役割を踏まえ、効果的、効率的な活動のための意見を御記入くださるようお願いいたします。
- ・記入欄が不足した場合等には、任意様式でかまいませんので別紙に御記入いただき、併せて御提出願います。

## 2 意見書の記入方法について

### (1) 業務に係る意見等

#### ア ヒアリング共通質問に係る意見等

「地域住民の介護予防活動の推進のために、どのようにニーズや課題の把握を行い、課題の抽出をされましたか。また、その解決等に向けてどのような方針で臨み、どのような取組を行いましたか。なお、現在残されている課題とその対応策はありますか。」という共通質問に対して、各センターの自己評価票の1ページ目にそれぞれの回答が記載されていますので、その内容を御確認の上、意見書に意見等を御記入ください。

#### <記入例>

##### 【課題】

ヒアリングを通して、多くのセンターが、〇〇について課題を持っているということが分かりました。それについては、〇〇（所属団体）の活動においても、〇〇のようなことがあるため、〇〇のような支援が必要だと感じている。

##### 【今後の取組に向けた助言等】

センターは〇〇の取組に向けて、〇〇との連携が重要であると思う。

〇〇（所属団体）でも、〇〇について共有していきたいので、そのときにはセンターにも講演などの協力をお願いしたい。

### (2) 項目別評価（各センターの自己評価）に係る意見等

各センターの自己評価票のうち、項目別に五段階評価等が記載された内容を確認の上、それぞれ課題や助言等を御記入ください。

#### <記入例>

業務番号： 11

##### 【課題】

ヒアリングを通してセンターの役割が、地域の住民組織等の役員不足を補い、事務などの支援を行う機関ではなく、立ち上げや運営を継続するための課題について後方支援をすることというのは、理解しましたが、一方で、地域での担い手不足が深刻であり、そのことも考慮した支援が必要かと思えます。

##### 【今後の取組に向けた助言等】

地域住民自らが運営を行えるような、人材の育成を行っていく必要があると思えます。そのためは、〇〇を対象として、〇〇のような取組を行っていくのが良いのではないかと思えます。

(3) 各センターへの個別評価

第3回旭川市地域包括支援センター運営協議会でのヒアリングを踏まえて、ヒアリングで担当されたそれぞれのセンターに対して、今後の業務の質の向上に向けた助言や提言などを御記入ください。(担当された全てのセンター)

担当包括： 〇〇地域包括支援センター

【課題】

〇〇圏域には、圏域の特性上、〇〇という課題があると思いますが、〇〇といった問題があるために、解決を図る事が難しいのではないのでしょうか。

【今後の取組に向けた助言等】

上記課題に取り組むにあたり、〇〇といった問題を解決する必要がありますが、そのためには、〇〇といった点で〇〇(所属団体)も協力できると思いますし、〇〇との連携も有効ではないかと考えます。今後も事業等の中で、協働できることがありましたら、いつでもご連絡いただけたらと思います。

3 総合評価の作成について

御提出いただいた御意見を基に、共通質問及び各項目に係る総合評価(案)を事務局にて作成いたします。

作成した総合評価(案)と各センターへの個別評価は、郵送により委員の皆様へ御確認いただいた後、各センターに配付いたします。